

事務所通信

2015年6月号 No.120



(とつとこ岩)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… もっと悩め! もっと苦しめ! | P1 | ● 衣替え | P4 |
| ● 住宅取得等資金に係る贈与税改正 | P2 | ● 源泉所得税Q&A | P5 |
| ● 昇給と保険料 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

もっと悩め！ もっと苦しめ！

社長をやめなさい！

「社長は孤独だ。社長は大変だ」と嘆く人がいます。どこの会社でも社長は一人です。孤独がいやなら社長にはならないことです。また、社長は多くの場合、最高経営責任者（CEO）です。社員が起こした失敗・ミス・クレームの責任をとらなければなりません。責任を取ることがいやなら社長にはならないことです。業績がよければ社員のおかげであり、業績が悪くなれば社長の責任なのです。資金繰りが苦しくなれば社長の私財を投入し、その投入した私財が返ることなく債権放棄せざるを得ないことも珍しくありません。それがいやなら社長にはならないことです。社長は孤独で責任が重く、私財提供も厭わない人です。だから社長なのです。

売上が計画通りに上がりません。利益が予想に反して出ません。社員が思うように動いてくれません。その責任もすべて社長であるあなたの責任です。言い訳をするのなら、社員のせいにするのなら、あなたは社長には向いていません。あなたの後継者を選んですぐに社長を辞めてください。

社長の器を大きくするには

こんな会社になりたい、こんな社員に育ってほしい、というあなたが理想とする会社の姿があります。しかし現実には理想とは大きな差があります。だから悩むのです。だから苦しむのです。その悩み・苦しみが大きければ大きいほどあなたは立派な経営者になっていきます。それに反して嘆き・あきらめ・非難はあなたをダメ経営者にしていきます。「会社は社長の器で決まると言われているがどうすれば社長の器は大きくなるのですか？」という質問を受けることがあります。社長が悩んだ数だけ、社長が苦しんだ数だけ、社長であるあなたの器が大きくなっていきます。逆に言えば社長として悩まなければ、苦しまなければ器は大きくはないのです。悩むこと・苦しむことがいやなら社長にはならないことです。人は問題に直面したときにはすばらしい智恵が出てきます。工夫をします。努力します。だから経営者として大きく成長していきます。問題が大きければ大きいほど、困難であれば困難であるほど、それを乗り越えるたびに経営者として自信と誇りが付いてくるのです。

もっと悩め！ もっと苦しめ！

それがあなたの器を大きくしていく！

（上能喜久治著 上喜元より）



住宅取得等資金に係る贈与税の改正

両親や祖父母（直系尊属）から住宅取得等のために贈与を受けた資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月30日まで延長した上で、非課税枠が最大**3,000万円**まで拡充されました。

非課税限度額は次のとおりです。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

（注）上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断熱等性能等級4）又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。改正により良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋が追加されました。

上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

昇給と保険料

昇給が4月だと、保険料の改定は通常より2ヶ月早め

社会保険料は毎年4～6月に支払われた給料の総額をベースに、年に1回見直します。そしてその見直された保険料はその年の9月（実務上は10月支給給与）から適用されます。

ところが、その他に社員の昇給があった場合もその昇給後3ヶ月様子を見て、2等級以上の差がある場合は、4ヶ月目（実務上は5ヶ月目の給料から適用）に書類を提出し、保険料を変更しなければなりません。

本来であれば、4月～6月の給料で決まった保険料は10月からで見直しなのに、4月に支給するお給料から昇給を開始した場合で2等級以上の差が生じると、4ヶ月後の7月分（実務上は8月支給給与控除）から保険料が改定されます。つまり、2ヶ月早く保険料が上がってしまいます。

とくに昇給が3,000円などでも、残業手当も含めて総支給額で判断されますので、昇給が4月で、4月～6月に残業の多い会社は昇給時期を6月以降にすると良いかもしれません。といっても、会社の決算など業務上の都合もありますので、一概によし！ともいえません。経営全体で総合的に判断してください。

社会保険の扶養に入れる基準

扶養に入れる基準は税法の103万円ではなく130万円未満！

60歳以上は180万円未満！

社会保険料は1ヶ月まるまる在籍で1ヶ月分が基本

月末退職と月末の1日前の退職だと社会保険料が1ヶ月分違います。

昇給が4月だと、保険料の改定は通常より2ヶ月早め

4月支給の給与から昇給をすると、早めに保険料が上がります。



傷病手当金

社員が急に業務外の病気になって会社を休むことになった場合、社会保険からお金が貰えます。

産前産後休業・育児休業期間中の保険料の免除

社員が産前産後休業・育児休業を取るようになった場合、申請をすれば社会保険料は免除になります。



< 小林 >

衣替え

～衣替えの由来～

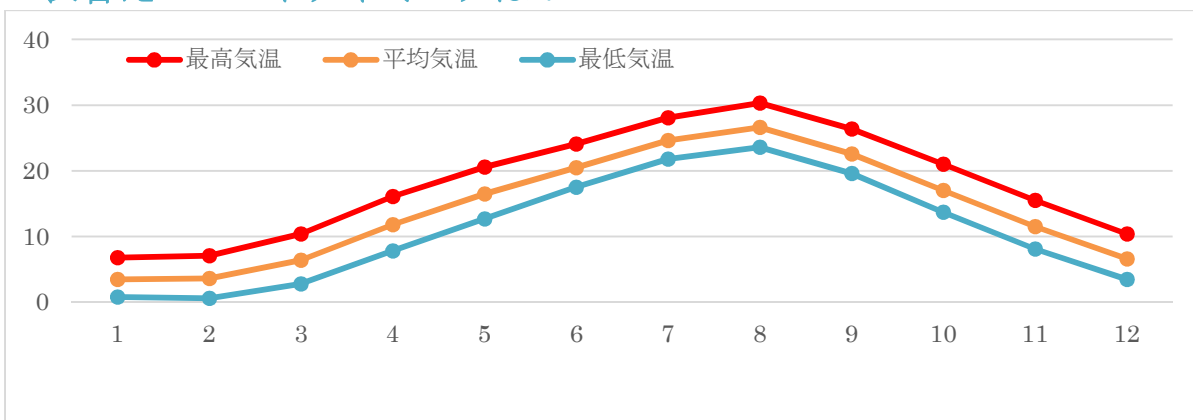
中国の宮廷で、旧暦の4月1日と10月1日に夏服と冬服を入れ替えていたことから始まった習慣です。日本へは、平安時代頃に伝わり、室町時代から江戸時代にかけて、四季に合わせて式服を替える習慣が定着しました。

当初は、貴族社会だけの習慣で、年に2回、夏装束と冬装束に変えるだけでしたが、江戸時代の武家社会では年に4回になり、期間も着るものもそれぞれ定められていました。

- 4月1日から5月4日までが袷（あわせ）という裏地付きの着物
 - 5月5日から8月末までは帷子（かたびら）という裏地なしの単衣仕立ての着物を着用
 - 9月1日から9月8日までの1週間、また袷を着用
 - 9月9日から3月末までは綿入れ（表布と裏布の間に綿を入れた着物）を着用
- このように細かく定められていたようです。

明治維新で新暦が採用されると、夏服は6月1日～9月30日、冬服が10月1日～5月31日となりました。学校や官公庁、制服のある会社などは、現在もこの日をめどに衣替えを行なっています。

～衣替えのベストタイミングは？～



このグラフは糸魚川市の1981年～2010年の最高気温・最低気温・平均気温を表したものです。一般的に、外気温が20℃になる頃が衣替えをする基準タイミングのようですが、体感的なタイミングは多少個人差のある部分ではありますので、寒がりの方は最低気温をベースにすれば良いですし、反対に暑がりの方は最高気温をベースに衣替えすれば、自分の最適タイミングに近い時期に衣替えをすることができるでしょう。

平均気温を基準とするなら、**糸魚川市の衣替えのタイミングは6月上旬と9月中旬となります。**

「衣替え」をすることで、気持ちも新鮮に切り替えられるとよいですね！

源泉所得税Q&A

QUESTION

従業員の給与から毎月、所得税の源泉徴収を行っていますが金銭で支給する給与以外に、課税対象になるものにどんなものがありますか？

社会保険の算定
についてはどう
ですか？

ANSWER

従業員への通勤定期券、自社の商品の値引き販売
食事や社宅の提供などは、現物給与になりますので源泉徴収
の対象になりますが、下記のように非課税とされるものがあります
から注意してください

1. 通勤定期券 1カ月当たり10万円まで
2. 食事の支給 従業員が1/2以上を負担し、月額3,500円以下
3. 通常の勤務時間外の残業者に支給する食事
4. 深夜勤務者の夜食補助 勤務1回につき300円以下
5. 宿日直料 勤務1回につき4,000円（食事代含む）
6. 自社商品の値引き販売 取得価額以上で概ね販売価額の70%以上
7. 祝金や見舞金など 社会通念上相当額
8. 家賃相当額で一定の要件に該当するもの
9. その他少額の記念品等
処分見込み額が1万円以下のもの

AN ADDITION

厚生年金保険や健康保険の算定基礎となる、標準報酬月額を
求める際に現物給与として加算する額は、厚生労働大臣
が定める「食事で支払われる報酬等」の金額、自社商品
等については、原則として時価で換算します

< 齊藤 >

研修予定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
6月22日(月) 午後6時00分～	テルモ経営研究会 経営計画書作成セミナー (第1部理論編)	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご利用ください。



お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。
お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

天気予報『177』

最近ほとんど利用しなくなった天気予報電話サービス『177』。
～いい天気になれなれ～の語呂合わせからこの番号になったそうです。
ちなみにこの番号、天気予報の番号になる前は、大隈重信の自宅の電話番号
だったそうです。



某雑学ホームページより抜粋

(担当：こすぎ)



休日カレンダー



6月(水無月) June

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 倉又・山田
7	8	9	10	11	12	13 斉藤・池原
14	15	16	17	18	19	20 社員旅行のため休業
21 テルモ経営研究会	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



6月の税務

- 6月10日 平成27年5月分の源泉所得税・住民税の納付
- 6月30日 平成27年4月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付
平成27年10月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付
平成28年1月、7月決算法人の消費税の中間申告、納付
所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
6月決算法人の消費税等各種届出書提出

◆◆ あとがき ◆◆

6月に入り、衣替えで制服が夏服になりました。
蒸し暑い日が続きますが、今年の梅雨は工夫して爽やかに過ごしたいと思います。